

飲食店等における営業時短等要請の内容に係るQ&A (令和3年8月2日～9月12日要請分)

R3. 8. 18現在

番号	Q	A 措置区域 札幌市	A 措置区域 江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、 石狩市、当別町、新篠津村、小樽市	A 措置区域 旭川市	A その他市町村
1	要請期間は	令和3年8月2日(月)から令和3年9月12日(日)まで(42日間)です。 ※札幌市内の事業者の皆様は、8月2日(月)からの要請に引き続きご協力をお願いします。	令和3年8月14日(土)から令和3年9月12日(日)まで(30日間)です。 ※上記区域の事業者の皆様は、8月14日(土)からの要請に引き続きご協力をお願いします。	令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)まで(24日間)です。	要請対象外 (支援金対象外)
2	要請の対象施設は	以下の施設が要請の対象となります。 【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場			
3	要請対象区域の考え方は	札幌市においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、人と人との接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び同法第24条第9項により、飲食店等の皆様に対する要請を行うとともに、必要な協力の働きかけを8月2日よりさせていただいたところです。 また、道内全体の感染状況は非常に厳しい状況であり、特に、札幌市との往来が多く、感染拡大が続いている石狩振興局管内及び小樽市を措置区域に追加し、緊急事態宣言と同様の強い措置を講じることとした。 さらに、本道第二の都市であり、道北地方の中核市である旭川市について、感染者の増加が継続し、周辺地域への拡大も看られることから、今回新たに措置区域に追加し、重点的な対策を講じることとしたところです。			
4	支援金の対象期間や申請方法は	8月分(8月2日～31日)と9月分(9月1日～12日)に分けて申請を受け付ける予定です。申請方法等も含め、準備が整い次第、道のホームページ等で公表します。	8月分(8月14日～31日)と9月分(9月1日～12日)に分けて申請を受け付ける予定です。申請方法等も含め、準備が整い次第、道のホームページ等で公表します。	申請方法等も含め、準備が整い次第、道のホームページ等で公表します。	
5	支援金の対象要件は	上記の支援金の対象期間において、以下の要請にご協力をいただいた場合に支援金の対象となります。 ※遅くとも8月5日(木)から以下の要請に協力いただいた場合に支給されますが、要請に応じていない日数分については支援金が減額されます。		上記の支援金の対象期間において、以下の要請にご協力をいただいた場合に支援金の対象となります。 ※遅くとも8月17日(火)から以下の要請に協力いただいた場合に支給されますが、要請に応じていない日数分については支援金が減額されます。	
		<p>○営業時間：午前5時から午後8時まで</p> <p>○酒類提供：利用者による酒類の店内持込みを含み、酒類の提供を行わない</p> <p>○次の感染防止対策を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査推奨</li> <li>・入場者の整理・誘導</li> <li>・発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知</li> <li>・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)</li> <li>・施設の換気を行う</li> <li>・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる</li> <li>・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ</li> <li>・同一グループの入店は、原則4人以内</li> <li>・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする</li> <li>・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う など</li> </ul> <p>○飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。</p> <p>○業種別ガイドラインを遵守する</p> <p>※酒類提供を停止し、かつ、従来から午後8時を超えて営業を行っている店舗等が対象となります。 (従来から午後8時までに閉店している店舗等は、支援金の支給対象とはなりません)</p>			

飲食店等における営業時短等要請の内容に係るQ&A (令和3年8月2日～9月12日要請分)

R3. 8. 18現在

番号	Q	A 措置区域 札幌市	A 措置区域 江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、 石狩市、当別町、新篠津村、小樽市	A 措置区域 旭川市	A その他市町村
6	支援金額は	<p>中小企業と個人事業者では1店舗ごと1日あたり売上高に応じて3～10万円、大企業では1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて最大20万円となっています。詳細については、決まりましたらホームページ等で公表します。 ※中小企業や個人事業者においては、売上高によって大企業と同じ計算方法となる場合があります。</p> <p>&lt;参考&gt; 8月2日～9月12日までの全期間(42日間) 協力の場合 ・中小企業・個人事業者(1店舗あたり) … 126万円～420万円 ・大企業(1店舗あたり) … 最大840万円</p> <p>〔※8月2日～8月31日まで全期間(30日間) 協力の場合 ・中小企業・個人事業者(1店舗あたり) … 90万円～300万円 ・大企業(1店舗あたり) … 最大600万円〕</p> <p>〔※9月1日～9月12日まで全期間(12日間) 協力の場合 ・中小企業・個人事業者(1店舗あたり) … 36万円～120万円 ・大企業(1店舗あたり) … 最大240万円〕</p>	<p>&lt;参考&gt; 8月14日～9月12日までの全期間(30日間) 協力の場合 ・中小企業・個人事業者(1店舗あたり) … 90万円～300万円 ・大企業(1店舗あたり) … 最大600万円</p> <p>〔※8月14日～8月31日まで全期間(18日間) 協力の場合 ・中小企業・個人事業者(1店舗あたり) … 54万円～180万円 ・大企業(1店舗あたり) … 最大360万円〕</p> <p>〔※9月1日～9月12日まで全期間(12日間) 協力の場合 ・中小企業・個人事業者(1店舗あたり) … 36万円～120万円 ・大企業(1店舗あたり) … 最大240万円〕</p>	<p>&lt;参考&gt; 8月20日～9月12日までの全期間(24日間) 協力の場合 ・中小企業・個人事業者(1店舗あたり) … 72万円～240万円 ・大企業(1店舗あたり) … 最大480万円</p>	
7	業種別ガイドラインとは何か	<p>様々な業界団体で、感染対策のガイドラインを一覧にしたものです。ガイドラインの詳細については、内閣官房のホームページに掲載されていますので、この中から関係する業種・業界のガイドラインを参照してください。 【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】 <a href="https://corona.go.jp/prevention/">https://corona.go.jp/prevention/</a></p>			
8	イートインスペースがあるスーパーやコンビニは要請の対象となるか	要請の対象外となり、支援金も支給されません。			
9	ホテルや旅館内の飲食店は要請の対象となるか	ホテル・旅館内の飲食店で宿泊者以外も利用できる営業形態でかつ飲食店営業許可を取得しているのであれば要請の対象となり、営業時間短縮等に協力いただいた場合は支援金の対象となりますが、宿泊者のみが利用する場合は要請の対象外です。また、飲食店以外の施設(宿泊者のみが利用する宴会場などでの夕食などの提供を含む)は要請の対象外です。			
10	フードコート内の飲食店は要請の対象となるか	フードコート内の飲食店は要請の対象となり、営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。なお、フードコートの場合は可能な限り飲食スペース全体が営業時短に協力いただけるよう働きかけをお願いします。			
11	テイクアウト形式の飲食店は要請の対象となるか	飲食の場を提供しない宅配・テイクアウトのみの営業であれば要請の対象外となり、支援金も支給されません。			
12	移動販売車や屋台など移動しながら営業を行う場合、要請の対象となるか	移動販売車や屋台は要請の対象外となり、支援金も支給されません。			
13	マンガ喫茶やネットカフェは要請の対象となるか。	宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるため、要請の対象外となり、支援金も支給されません。			

飲食店等における営業時短等要請の内容に係るQ&A (令和3年8月2日～9月12日要請分)

R3. 8. 18現在

番号	Q	A 措置区域 札幌市	A 措置区域 江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、 石狩市、当別町、新篠津村、小樽市	A 措置区域 旭川市	A その他市町村
14	飲食を提供するマージャン店だが要請の対象となるか	飲食店営業許可もしくは喫茶店営業許可を取得し、飲食を提供しているマージャン店は要請の対象となり、営業時間短縮等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。			
15	社員食堂は要請の対象となるか	一般の方が利用できる場合は要請の対象となり、営業時間短縮等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。			
16	休業しなくても支援金の対象となるのか	営業時間短縮及び酒類提供を行わない等の要請であり、これらの要請にご協力いただければ支援金の対象となります。			
17	要請以外の理由(自己都合等)で長期休業を継続する場合でも支援金の対象となるか。	要請に応じた営業時間短縮とはいえないため、支援金の対象外となります。			
18	午後8時までの時短営業とは具体的にどういった状態か	午後8時に閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後8時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定した上で、午後8時には退出いただくようお客様を促すなどの対応をお願いします。			
19	店内飲食とテイクアウトを行っている店舗は支援金の対象となるか	店内飲食を午後8時で閉店した上でテイクアウトのみの営業を午後8時以降も継続した場合でも支援金の対象となります。			
20	従来から営業時間が午後8時までの店舗が営業時短に協力した場合は支援金の対象となるのか。	従来の営業時間が午後8時を超えていた店舗が要請に応じて午後8時までに営業時間を短縮していることが必要です。			
21	通常、午後9時から午前5時まで営業しているスナックの場合、要請に協力するには休業しなければならないのか	この場合、休業していただくことが必要となります。			
22	社団法人や財団法人、NPO法人、個人事業者も要請の対象となるか	食品衛生法の営業許可を取得している飲食店等を運営するなど要件を満たせば、要請の対象となり、営業時間短縮等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。			
23	カラオケボックスの支給金額の算定にあたって、室料を売上高に含めるか。	カラオケボックスにおけるカラオケ設備の利用停止については、今回のまん延防止等重点措置の期間において要請しておらず、室料は売上高に含めないこととなります。なお、売上高の中で室料を一体不可分で区分できない場合には、室料を売上高に含めて計算することも可能です。			
24	要請に従わない場合は罰則等あるか	特措法に基づく罰則が規定されています。詳細については、別途担当部局が対応することとなりますので、それまでの間、詳細の情報等についてはお待ちください。			
25	見回りは行われるのか	特措法に基づき、見回りを実施します。なお、見回りの詳細については、別途担当部局が対応することとなりますので、それまでの間、詳細の情報等についてはお待ちください。			